

令和2年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和2年5月1日（金曜日）

○日時 令和2年5月1日 午前11時25分開会

総務議事係主査 寺尾昌樹

○場所 議場

○議件

午前11時25分開会

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正
予算中、所管分

○永本浩子委員長 ただいまから文教民生委員会を
開会いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案1件を
審査いたします。

それでは、議案第1号令和2年度一般会計補正予
算中、当委員会所管分のうち特別定額給付金給付事
業について説明を求めます。

○清杉利明戸籍保険課長 議案資料1号の9ページ
を御覧ください。

令和2年度一般会計一般管理費補正予算特別定額
給付金給付事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国の新型コ
ロナウイルス感染症緊急経済対策につきまして、家
計を支援する特別定額給付金を給付するため、次の
経費を追加補正するものでございます。

特別定額給付金につきましては、令和2年4月27
日の基準日におきまして、住民基本台帳に記録され
ているものに対して、1人につき10万円を給付する
ものでございます。

また、申請方法につきましては、感染拡大防止の
観点から郵送申請方式、またはオンライン申請方式
を基本としまして、給付につきましては、原則とし
て申請者の本人名義の銀行口座へ対象者分をまとめ
て振り込みすることになります。

受付及び給付開始日につきましては、システムや
事務作業等が整い次第開始したいというふうに考え
ておりますが、今のところ5月11日から申請書のほ
うを発送できるよう準備を進めているところでござ
います。

事業費の内訳につきましては、給付金が35億円、
職員の人件費、消耗品費、印刷製本費、郵便料、口
座振込手数料、システム対応業務委託料、電算機器
等賃借料などの事務費が4,200万円、合計で35億
4,200万円となっております。

次に補正額でございますが、歳出予算は表のとおり
で、補正額は35億4,200万円、補正後の額も同額
となるものでございます。

また、財源内訳につきましては、全額国庫補助金

○出席委員（7名）

委員長	永本浩子
副委員長	近藤憲治
委員	金兵智則
	工藤英治
	平賀貴幸
	古田純也
	村椿敏章

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	井戸達也
----	------

○傍聴議員（8名）

石垣直樹
小田部照
川原田英世
栗田政男
澤谷淳子
立崎聡一
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	川田昌弘
市民環境部長	酒井博明
戸籍保険課長	清杉利明
戸籍保険課参事	渡邊真知子

○事務局職員

事務局長	武田浩一
次長	伊倉直樹
総務議事係長	神谷浩一

で、歳入予算は表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 全国でも今問題になっているDV被害者ですね。DV被害者への対応については、どのようになっているかお聞きします。

○清杉利明戸籍保険課長 DV等の方に対します取り扱いにつきましては、4月24日から4月30日までを事前の申し出期間を設けておりまして、その間に現在お住まいの市町村へ申し出をいただくようになっております。

またその上、5月1日から5月8日の期間で、市町村がまたがっておりますので、都道府県を調整機関としまして、各市町村に対象者がいれば連絡をいただくという形になっております。

その上で申し入れの方の分は、世帯主の方へ支給しないように支給を止める作業を行います。

ただ、この申し出期間を過ぎた後でも、申入れをすることはできますので、その際の取り扱いについて昨日の報道等では、国等におきましては重複支給も認めるような報道もありましたが、その詳細な取扱いについてはまだ来ておりませんので、国の通知に基づきまして取り扱いたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 今回、DV被害者についての網走市のホームページを確認させてもらったのですが、ちょっと一つ開かないと出てこないのですよね。

一つめのところで見えるような形にするという予定はないのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 新型コロナウイルス関係の部分でサイトを別立てにしておりますので、そこの中に入っただけであれば、この特別給付金の関係ということで一つにまとめておりますので、2回入っただけという形にはなってしまいますが、そのような形でというふうに今のところは考えております。

○村椿敏章委員 全国的なことですから、網走だけがそうしなければいけないということもないのでしょうか、ぜひわかりやすくしてもらいたいという要望です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 まずちょっと単純にお伺いしたいのですが、会場使用料というのはどこの何を

想定されているのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 会場使用料につきましては、今考えておりますのは、出張の窓口みたいなものを設ける予定でおります。

それにつきましては、今のところは5月14日から18日の5日間、土日を含めまして5日間。出張窓口としましては14カ所。それから本庁舎におきます臨時窓口を含めまして15カ所、出張窓口を開設したいというふうに考えておりまして、その会場の使用料というふうに考えております。

○金兵智則委員 その出張窓口は何をするための窓口なのですか。

○清杉利明戸籍保険課長 本来は感染拡大防止のために、郵送でお送りするというのが基本となっておりますが、本人確認のための身分証明書となるようなものですか、健康保険証ですか、そういったものの写しを添付してもらうようになります。

また、銀行等の口座の番号が本当に正しいのかどうかの確認をするために、通帳やキャッシュカードの写しも添付していただくようになっておりますが、写しをコピーすることができない方も多いということで、出張窓口を設けたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 そうしたら、その通知を郵送で送るときに、5月14日から18日の5日間、出張窓口開きますよと。

そこには、これとこれとこれを持ってきてくれれば、申請ができるようになりますというようなことが書いてあるということではよかったでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 出張窓口の案内のチラシを、郵送時に同封するというふうに考えております。

○金兵智則委員 この時期ですので、本当は出張窓口をやらないほうがいいのかもしれないですが、ただやらざるを得ない方というのもあるということで理解をさせていただきますし、また感染の拡大が広がらないような対応をとっていただきたいというふうに思うのですけれども、そもそもちょっと発送が5月11日、もっとほかの市町村で言えば、もう前倒しでもうやっちゃっているようなところもある中で、5月11日というのはちょっと開始が遅いのではないのかなというイメージがあるのですけれども、ここまにかかる理由というのは何かあるのですか。

○清杉利明戸籍保険課長 申請書の様式には、対象

者ですとか、世帯主の方のお名前等も既に印字した形でお送りするというふうに考えておまして、その印刷対応ですとか、また案内ですとか、記載例ですとか、そういった案内文書の印刷等の準備ということで、5月11日から整次第郵送したいというふうに考えております。

○金兵智則委員 より丁寧に申込用紙には、最初から名前を入れて送りたいということなので、時間がかかるということなのでしょうけれども、これはやはり先ほどの総務経済でもありましたけれども、スピーディーにやるべきであって、それはやはり書いてもらうのだったら書いてもらえばいいと思いますし、そのためにわざわざ出張窓口を開設するのですよね。

そういうことができない人のために出張窓口を開きますよと言っておいて、それ以外の部分は丁寧にやりますので11日という…。それはちょっと矛盾しているというか、もっと早くやるべきなんじゃないのかなと思いますけれどもどうでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 一つには先ほどお話ししました、DV等の対策で支給を止める作業というのがございまして、それが5月8日までで、各市町村への連絡が来るということも一つにございまして、この申請書様式に記載された内容でもですね、確認する作業ということも時間がかかるということで、最短で5月11日になってしまうということでございます。

○金兵智則委員 先ほども、ちょっと重複で支給した場合の云々かんぬんで国の対応をという話もあったと思うのですが、そこを待つから1日でも遅くなるわけで、先にやれることはどんどんやっていくということが、スピード感が網走ってちょっと無いよねと言われるところのゆえんなのかなというふうに思いますので、やれることはどんどんこまめという、全てクリアをすればどんどん時間がかかるわけで、そのこのラインの決め方をもう少しいろいろと検討していただけたらなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 当然準備が整次第、早急には進めたいというふうに考えておりますが、現在のところについては、最短でもいろんなチェックですとか、そういうことも考えますと、5月11日にどうしてもになってしまうのかなというふうに考えております。

○金兵智則委員 僕としては1日でも早くできるよ

うな体制というか、対応をとっていただきたいということしか、言えないのですけれども、もうちょっとやはりスピード感というのを意識していただきたいなことだけは言っておきたいなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 今のスピード感については、私も同感であります。

11日ということですが、できれば7日にでも、あるいは10日にでも発送できるような努力をしていただきたいなと思いますし、DVはわかりますけれども、待つ必要はないというふうに私も思います。

その他にちょっと確認させていただきますけれども、虐待を受けているようなお子さんがいてですね、分離せざるを得ない、母子と分離しなければいけないようなケースについてはどのように扱われるようになるのでしょうか。

○清杉利明戸籍保険課長 こちらにつきましても、DV等の取り扱いと同様な取扱いになっておりまして、関係部署に確認をしたところ、住所を移さずに避難しているなり、施設に入所している方はいないというふうに確認をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 網走市については該当しないということで、そこは理解させていただきます。

もう一点、障がいがある方々で世帯分離されている方は、それぞれ世帯にいくと思いますけれども、世帯分離されていない方の中には、お金を事実上本人に渡さないような課題のある家庭も実際あるのですけれども、その辺についての取り扱いはどういうふうにされる考え方なのか。

○清杉利明戸籍保険課長 障がい者等につきましても内容によると思うのですが、基本としてはきちんと養育なりしているという場合で、住所をそのままご自宅のほうに記録されている方については、世帯主の方へいきますし、その内容で虐待ですとか措置等で施設等へ入所している方については、先ほどと同様な取り扱いになるというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 その辺、福祉事業所にもある程度考え方の周知を、原課を通じてやっていただかないとうまくいかない場合が生じる可能性があると思います。

中にはどうしてもケースにあるのですけれども、

年金も家族の口座に振り込まれて、なかなか本人に渡らないような問題のある家庭が実際結構あるのですよね。

今回もそれが発生して、本当に困っている人に当たらないという可能性があるので、その辺、事業所のほうでどうすべきかの対処がうまくできるような対応をぜひしていただきたいと思います。

あとは、本当にできるだけ急いで支給していただけるように、改めて私からも申し上げたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、特別定額給付金給付事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

各委員、理事者より何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで文教民生委員を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時40分閉会
